

監査措置公告第3号

平成23年6月3日付け23監第16号で提出した平成23年度行政監査及び随時監査（財務事務監査）の結果に関する報告に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき公表します。

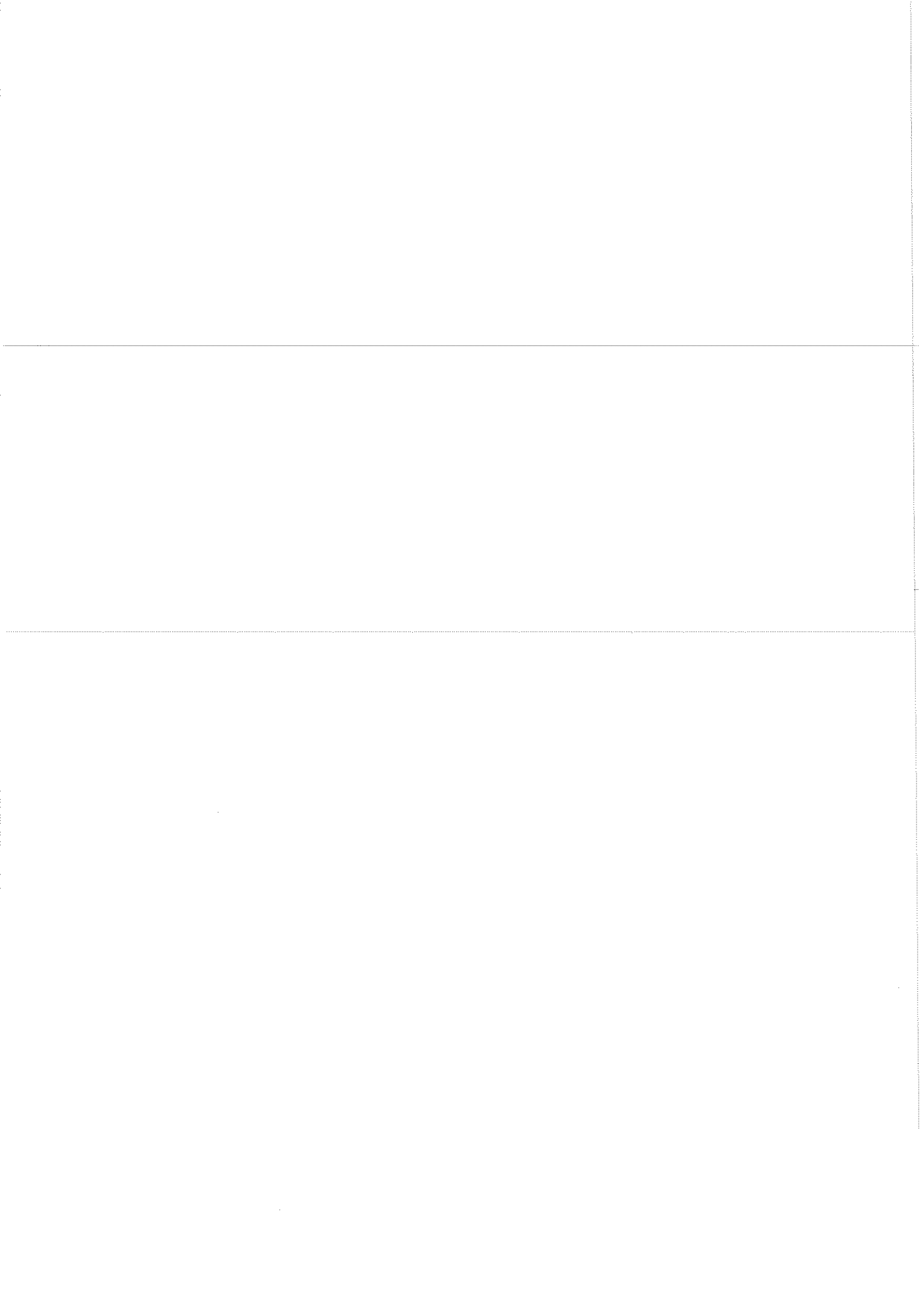
平成23年度行政監査及び随時監査（財務事務監査）の結果に関する措置について

平成24年5月18日

東かがわ市監査委員 赤坂 末夫

東かがわ市監査委員 岡本 憲治

東かがわ市監査委員 矢野 昭男



監査指摘事項の措置状況通知書

市民部 福祉課

平成23年度行政監査及び随時監査(財務事務監査)結果報告書 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

指 摘 事 項	措 置 状 況	改善・検討 等の年月日
<p>(1) 利用者の作業訓練に伴う販売収入と分配金について</p> <p>販売収入については、収入の部に計上し、分配金(作業工賃)については、支出の部に計上することが望ましいといえる。また、事業の目的・内容からして作業訓練は事業の根幹をなす項目と考えられるため、これに関わる販売収入に係る納品書(控)、領収書(控)を市民部福祉課において確認すべきであると思われる。</p>	<p>販売収入及び分配金(作業工賃)については、予算・決算書に収入・支出として計上し、これに関わる納品書、領収書を事業報告時に確認できるように指導した。</p> <p>措置先 地域活動支援センターやすらぎの里 地域活動支援センターピアサポートわたぼうし</p>	<p>平成24年2月3日 平成24年3月7日</p>
<p>(2) 福利厚生費について</p> <p>福利厚生費は、経費割合の明確な基準はないものの計上については必要な経費と認められているところである。その用途及び金額については、社会通念上相当と認められるものに限られると解される。福利厚生費と研修費を区別し計上することを検討され、今後は一定の基準を設けて執行するように事業者に対し指導することが望まれる。</p>	<p>福利厚生費については、会社が負担することが社会通念上相当と認められる法定福利費(具体的には、健康保険料・厚生年金保険料・労災保険料・雇用保険料など)のみとする。</p> <p>また、事業運営や職員資質の向上につながる研修会への参加については、別途研修費として計上するように指導した。</p> <p>措置先 地域活動支援センターやすらぎの里 地域活動支援センターピアサポートわたぼうし</p>	<p>平成24年2月3日 平成24年3月7日</p>

<p>(3) 予算書と決算書について</p> <p>事業者の委託事業に係る収支予算書は、市からの委託料の使途の適否を判断する重要な書類であるから、実績報告書にある収支決算書との差異については、軽微な変更起因するものもあると考えられるが、あくまで予算といえども前年度実績を踏まえ、より精査され当年度事業計画に沿った予算の勘定科目及びその金額を設定されたい。また、予算執行にあたっては理由のある場合を除いては予算額と決算額においては大きな変動のないことが望まれる。</p>	<p>予算は、前年度実績や当年度事業計画を精査し、今年度予算の見直しを行うよう指導した。</p> <p>また、予算執行については、予算と決算で大きな差異がないよう予算書に沿った適正な執行を行うよう指導した。</p> <p>措置先 地域活動支援センターやすらぎの里 地域活動支援センターピアサポートわたぼうし</p>	<p>平成24年2月3日 平成24年3月7日</p>
<p>(4) 委託事業と他の経理との区別について</p> <p>事業所においては、当該事業以外にも併設して実施している経営体があるため、委託事業に係る委託料が、他の経理と区別され管理できるよう通帳を別とし、他の経営部門に運転資金として融通しないようにする必要がありと考えられる。よって、委託料の支払いは、事業者の事業ごとの専用通帳へ口座振込みとするよう検討していただきたい。その通帳は、市民部福祉課で確認すべきであると思われる。また、共通経費については、負担割合の基準（あん分のルール）を作成することを検討されたい。</p>	<p>併設する他事業所との経理は、区分管理し、他の経営部門に運転資金として融通を防止するため、今後は事業所の事業ごとの専用通帳への口座振込みができるよう指導した。</p> <p>また、借地料・光熱水費等の共通経費については、今後とも使用割合による按分等により、負担割合の基準を定めるよう指導した。</p> <p>措置先 地域活動支援センターピアサポートわたぼうし</p>	<p>平成24年3月7日</p>